

春秋航空日本株式会社からの混雑空港（関西国際空港）運航許可申請に係る審議（第4回）

1. 日 時

平成28年9月20日（火） 10時30分～11時00分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

鷹箸有宇壽（会長）、原田尚志（会長代理）

松田英三、河野康子、山田攝子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 堀家、川崎、木村

4. 議事概要

- 事案処理職員から前回審議時の指摘事項等を踏まえて修正した答申案について説明を聴取した後、審理の結果、申請どおり許可することが適当である旨答申することとした。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。